

第16回大分県環境影響評価技術審査会議事概要

日 時:平成18年4月25日(火)10時から

場 所:大分県共同庁舎13階入札室

出席者:川野委員長、足立委員、江崎委員、小田委員、金田委員、島岡委員、生野委員、松尾委員、三宅委員、荒金専門委員

議事概要:

生活 環境企画課長あいさつ

本審査会は、大分県環境影響評価条例に基づき設置され、環境影響評価に係る技術的な事項について専門的な観点から調査審議していただき、本審査会の答申は 知事意見等の根幹となる大変重要なものです。本日の事案は、法に基づく「一般国道57号(中九州横断道路)大野竹田道路環境影響評価準備書」についてです。皆様方の意見及び行政の意見を基に、答申書の作成をお願いします。本事業計画が、環境に配慮したより良いものとなるよう、御審議をお願いします。

川野 会長あいさつ

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日の案件は、「一般国道57号中九州横断道路大野竹田道路環境影響評価準備書」についてです。この事案について委員の皆様方から寄せられた意見を基に、事務局で当審査会の答申案としてまとめていただきました。意見が多くてかなりご苦 労されたと思いますが、このことについて御審議いただき、答申書の作成をしたいと思います。この答申案についての御意見を皆様方から頂きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局

議事に入りますが、審査会規則第3条の規定により、審査会の議長は会長が務めることになっておりますので、川野会長よろしくをお願いします。

川野 会長

議事に入る前に、本審査会の会議の公開についてですが、本日の技術審査会は公開で開催することとします。

それでは、議事に入ります。今回の案件は「一般国道57号(中九州横断道路)大野竹田道路環境影響評価準備書に対する答申書の形成について」でありますので、答申案について事務局から説明をお願いします。

事務局

資料3について、事務局から説明。

川野 会長

ただいま、説明がありました。本日の審査会は、去る1月18日付けで知事から諮問のあった「一般国道57号(中九州横断道路)大野竹田道路環境影響評価準備書について」の答申書を形成することになりますので、ただいまの案に対してご意見等があればお願いします。

川野 会長

総括的事項の(1)番の「例えば、次の点を…」を「最小限、次の点を…」に変えた方がいいのではないかと思います。

荒金 委員

私の方からは、植物相の中で重要なものを移植する場合の措置について意見を出しました。それ

から、予測は、相対植生度を大分県の基準によってやってくださいという意見を出しました。これは、細かく書いた準備書の群落では、環境評価には適当でないという意見を出したら、これについては対応してもらいました。

私が一番述べたいのは、地域を回って調べたら135科744種類あったということだから、文献調査のことは除いて、現地調査で確認した植物を挙げてそれについて評価していただきたい。その中には絶滅危惧種が20種ありましたよ。それから、評価がなかなか難しいと思うけども、そういう絶滅危惧種ではないけれども調査してみたら非常に少ない、絶滅危惧種に挙がってなくてもここでは貴重ですよというものがほしい。例えばこの豊肥地区で特徴的な植物はどんな植物がありますよとか。

そこで植物の意見を、重要な植物種の状況について既存文献調査により202種が挙げられているが、現地調査で確認された重要な植物22種を含めた744種について現地調査の内容を精査して記載すること。という風にさせていただくというんですが。

川野 会長

ありがとうございました。今、先生のお話は、植物の1に書くとするならば現地調査で確認された重要な植物22種類を含めて744種について調査の内容を精査し、評価すること。正しい評価することという意味でよろしいですか。

荒金 委員

決して押しつけではありません。変えよというのではなくて私は意見を持っているということなので意見が適当であれば検討していただきたいということです。

三宅 委員

関連でよろしいですか。基本的には荒金先生が指摘された内容と似た意見ですが、文献の内容を精査しているかというレベルの問題があると思います。たとえば、竹田市と表現している中にある種が記載されていると、竹田市ならどこにでもいる種なんだと誤解を招いてしまいます。ですから、評価書に入れるのに列記されるのは問題があるというのは私も全く同じ意見です。ですから、この環境だったら調査すれば出る可能性があるものを選別した上で調査対象として挙げるというのが一番望ましいわけですけども、もし、できないのであれば、資料の中で選別をして、適正でないものは評価書の中から削除するという作業があつてしかるべきだと思います。

事務局

文献調査のデータというのは、現地調査をする前にしっかりデータを把握する意味で必要だと思いますので、それについてはこの第4章にのせるべき事項で、これが9章の現地調査のところに出てくるものですから、混乱して本来しっかり押さえないといけないところが出ていないと言うことで精査しなさいとしたんですが、それでは確かに不十分だと思いますので、重要な植物種22種を含めた744種について、現地調査の内容を精査して記載すること。に訂正したいと思います。

川野 会長

皆さん、よろしいでしょうか。ほかに。

島岡 会員

鳥類の調査なんかで時々あるんですけども、観察の密度が低いと重要な種が漏れるということがあるんですが、202種文献として生息が確認されている植物に対して22種しか発見されなかったというのは問題ないんですか。猛禽類なんか観察頻度が低いものですから、たとえば10回調査しましたと言っても1回も発見されないことがあるんです。しかし、我々は見ている生息しているのを知っている。その、調査の精度そのものの問題というのはあるんですか。

荒金 委員

慎重に調査をした結果として確認できなかったということなんだから。確認できなかったのは一応対象外と考えて私はいいと思う。

松尾 委員

私は、意見に賛成なんです。魚を見てみましたら、竹田の漁協が放流している鮎だとかウナギだとか、アマゴだとかいっさい捕れてないんですよ。まあ、実際に捕れたものを挙げてくれれば、それはそれでいいのかなと思います。捕れたものだけが挙がっている方が後、比較対照するときにはやりやすい。それと、レッド データブックが市町村単位で出しているものから、竹田市にいるのは竹田市に挙がっているからこうなっているんだろうなと思ったんですが。愛知万博の時のアセスが生体学会でかなり問題になりまして、アセスの準備種の中に挙がっていない種が実際工事の段階になったら次から次に出てきたんです。この準備書だとそれは確かに押さえられるんですね。

川野 会長

今、事務局がまとめた意見でよろしいですね。
他に、総括的事項、個別的事項のところではありませんか。

足立 委員

最後の廃棄物等のところ。一番最後に有効利用に努めるというのがありますが、どういうことですか。有効利用するとまずい場合がありますのでちょっと表現を変えるかなんか。有効利用してしまつとその環境が変わりますので。つまり現況でいいところを有効利用するために新たな改変が出るという可能性がありますので。なんか工夫したいなと思います。

川野 会長

事務局、これ書いた理由について。有効利用の。

事務局

建設副産物それから廃棄物というのは可能な限り出さない、出しても有効利用できるものは再利用するという順番でいってますので。また、意見の中にもございましたので。

足立 委員

自然環境の場所だとちょっと考慮しないとまずいのかなと。道路を造るところの木を全部伐採した量はものすごい量になりますので、例えばこれをチップ材で有効利用なんていわれたら大変なことになります。考えただけでもすごいです。

川野 会長

廃棄物の専門家の生野委員いかがでしょう。

生野 委員

ちょっと、足立先生のおっしゃることがわかりにくいんですけど。どういう問題が起こるのか。

足立 委員

新たな改変というか、新たな破壊が生じてしまう可能性があるのでは。全部捨ててしまえばいいんですけども全部有効利用するとなるとものすごい量というか、伐採が起こります。そうすると、どういう有効利用があるかというチップ材で使うとかそういう話です。それをもしやると新たな破壊が起こらないかということです。

生野 委員

それは私は心配してないんですけどね。どういう破壊が起こるか、具体的にはどんなのがあるんですか。

足立 委員

例えばチップ材を使うと、量がかなりでてくると思うんで、果たして法面とかで消費できるのかなと。

川野 会長

可能な限り有効利用だから、改変したり間違っことは有効利用にはならないわけです。分かりやすくいうと、どんどん捨てて廃棄物の山をつくらないで、もし、そこに行かないでいいやつはそこに行かないようにということではないんですかね。

事務局

可能な限りですから、全てということではありません。膨大な量出ても全部チップにして、チップ材をつくったけども使い場所がないからその辺に播いてしまうということまでは想定していないし、現実になんかそういうことをやっているところはないと思います。

足立 委員

はい分かりました。ちょっと心配だったもんですから。

三宅 委員

こういうでたものを何か所かにまとめて貯木場みたいなスペースをつくるというような計画は、この中にはあるんですか。

事務局

それはないです。一箇所に大量に置くということはやっていません。

足立 委員

道路ってあんまりやってないですよ。積極的に使うという意味かなと思って。

事務局

現場に破碎機を持ち込んでそこで使う部分だけチップにして、そこで使い切らないものは、他の手段を考えるというふうにはやっていると思います。

川野 会長

可能な限りというところでよろしいですかね。

島岡 委員

こういう環境影響評価書って必ずその影響が極めて小さいとか、周辺に同じような環境があるという表現があるんですけども、そういう表現をするときに決まりみたいなものがあるのかどうか。生態系の調査の時に改変率のことが書いてあって、7～8%ほど道路によって環境が改変されると書いてあるんですが、7%改変されたのが影響が小さいという表現でいいのか。なんかの基準かなんかあるんじゃないかなと思うんですけども。

それから、同様の環境は今残っているけども、将来も残るかどうかは分からないわけですよ。サシバのことが書いてありますが、サシバは今農地改良をやって 田んぼが広がって法面がコンクリートにしてあったり、田んぼと田んぼの間が高くなったりしていますね。あれをするとたんにカエルがいなくなって、サシバの環境が悪くなるんですけども、それがその今と同様の環境が将来も残るのかという今周辺の環境もそういう風に改変されて、将来今と同じ環境が残ると評価するのがまずいんじゃないかなと思います。この回答書にどう表現したらいいのか。一番最初の総括的事項のところですか、同様の生息環境が保全される ということの根拠がもう少し必要なかなと思います。

事務局

数値で判断する基準というのはございませんので、何%以内の改変だったら影響は極めて小さいとかそういうことは全くありません。

また、先生が言われましたように総括的事項のところに、同様の環境があるからいいと書いてあるけども同様の環境が本当にあるのか、同じように生息しているのか、そういったところをしっかりと押さえて書いてくださいとしています。そして、可能な限り影響を抑えるような措置をどれだけ事業者がしたかということで評価しますので、可能な限りの環境保全措置をしているかどうかを図書の中で判断していく形で意見を形成しています。

足立 委員

島岡委員の関連なんですけども、多分その辺の危険性というのは、今のアセスメントではカバーしきれない問題だと思います。これをすると影響がでるというのを、ミチゲーションで担保したり、モニタリングでカバーしていく方法しかないと思うんです。それで、そういう話になると多分この総括的事項の(1)の本文の最後のところの予測評価を行うことの後に必要に応じてモニタリングを組むとかそういうのを一言入れるのかなと。事後調査とか。可能な限りモニタリング調査を組むとか。そういうのを入れるのかなと思います。

島岡 委員

そうですね。事前の調査は行われるようになったけども、その事前の調査が正しかったかどうかの評価は行われたい。

足立 委員

影響は少ない。と書いてあったけども本当にそうだったかどうかというのはもう検証するしかない。ただ、それをこの委員会の中で強制的にできるかどうかという問題もあるんですね。

川野 会長

基本的にこの委員会は、強制力はないと思いますよ。専門家がきちんと意見を言って反映させるための委員会ですから、強制力はないですけども委員会の責任で意見を言うことは構わないと思います。

事務局

先生方が言われていることは、答申書案の2ページの(3)とか(4)のところで、モニタリングという言葉は入ってませんけども、必要に応じて適切な措置を講じるとか、複数案を検討して環境保全措置の可能性を検討しなさいとしています。今後何かあったときは、(3)(4)を読んでやってくださいということでした。

川野 会長

ということでよろしいでしょうか。他にご意見がないようでしたらただ今のご意見を基に事務局で、皆さんのご意見の修正案をして、これは私と事務局に一任させていただきますと思います。できるだけこの委員会の意見をくみ上げた答申書にしたいと思います。

荒金 委員

他のことで、お願いなんですけど。

こうやって審議をして知事意見として構築しますね。そうしたやつを会長さんが答申して、それを知事意見として向こうに出すわけですね。こういう意見をつくって知事意見として出して事業者がどう対応したかということは大事なことで感じます。知事意見に対して事業者がどうしたかのまとめみたいなものがあると非常に参考になるので、知らせていただきたい。今じゃなくて後でいいので知らせていただきたい。

事務局

先生方からたくさんの意見を頂きまして、知事意見という形で事業者に伝えています。それについては、環境影響評価書、最終的に新日鐵がつくったものの後ろのところに知事意見に対する対応として見解が示されていますが、今、荒金委員が言われましたようにそれ以外の、事業者に伝えますとか、評価書作成に当たって事業者を指導しますとか事務局案で書いていたものはどうなったかというの、事務局としてはまとめていますのですぐにお送りします。

小田 委員

私もこれから先のことでちょっと。参考文献の扱いが非常にウエイトが高く占めて、こういうのがつくられているんですが、あくまでも現地調査をしてそれに基 づいた評価書を作ってもらおうということを事前に十分指導してください。

川野 会長

技術審査会というのは、それを審査する委員会と僕は理解しているんですよ。だからこの調査がダメだったら審査の対象にならないとけることは、心理的にはできるはずなんです、県からはお願いするが、委員会からすべきかどうか僕は分かりません。

事務局

ちょうど去年の6月で交代されて新たに委員になられた方が、半分くらいおられますので、調査の方法書の段階での審議というのがまだしていないんでね。実は、こういう現地調査をやりますよ、文献調査のこういうデータを基に現地調査をやりますよという方法書の案の段階で、皆様方にこういう現地調査でいいかとお伺いする場がございます。委員の皆様にはその手続の中で意見を出していただいて、実際の調査にはいるという手順がございます。

ただ、ある程度の基本的な指針というのがそれぞれ決められていますので、先ほど島岡先生が言われましたように調査では確認できなかったような鳥もあるかもしれませんけれども、そういう場合は、そこに住んでいる住民の方の意見を聞く縦覧期間がありますのでその間に聞くようにしています。文献や調査だけでは確認できない新しい環境情報も地元の方からももらうということで、そういう手続きもございます。次回からは、方法書から入りますのでそのときはご審議の程よろしく願います。

金田 委員

竹田のちょうどインターのところ、若宮の井路橋がありますよね。これは文化財保護法の中でそれぞれ調査されると思うんですけども、これは環境というか景観 がずいぶん変わっていくんですね。ちょっと心配かなと。埋蔵関係等々については、まだ用売等ついてないから試掘調査は先のことですかね。

事務局

はい。文化財保護法に基づいて試掘調査等すると聞いていますが、今後の作業になると聞いています。

金田委員

この中にも全く入っていないんですよ。

事務局

当然、文化財を壊すとはなっていません。井路も保全するというふうになっています。今後の試掘調査等は文化財保護法のなかでされるときいています。

事務局

委員の皆さんには、長時間にわたるご審議ありがとうございました。これを持ちまして本日の審査会を終了します。

